

# 仙台市荒井開発事務所からのお知らせ

仙台市荒井開発事務所

## 1. 換地計画の縦覧について

青葉の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、仙塩広域都市計画事業 仙台市荒井土地区画整理事業に対しまして、平素から格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今回縦覧に供する換地計画につきましては、平成 29 年 3 月より順次、『換地計画（案）のお知らせ』として、土地所有者の皆様、あるいは、土地登記簿上相続が発生しているものについては、その法定相続人の方へ送付し、ご確認いただくとともに、希望される方への個別説明を行ってまいりました。この度、この事前のお知らせが概ね終了しましたので、下記により、あなた様の権利等について、土地区画整理法に基づく、換地計画の縦覧をいたしますので、あらかじめお知らせいたします。

なお、この縦覧の後、換地計画が定まりますと、その内容を各権利者あてに通知（換地処分通知）いたします。また、今後は登記のある土地及び建物の新しい町名、地番、地積等に改めるための手続きを進めていく予定としております。

### 記

- 縦覧期間：平成 29 年 5 月 22 日（月）から  
平成 29 年 6 月 4 日（日）まで  
（この期間は、土曜日・日曜日もご覧いただけます。）

- 縦覧時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

- 縦覧場所：仙台市若林区荒井字堀添 53-14  
仙台市荒井開発事務所

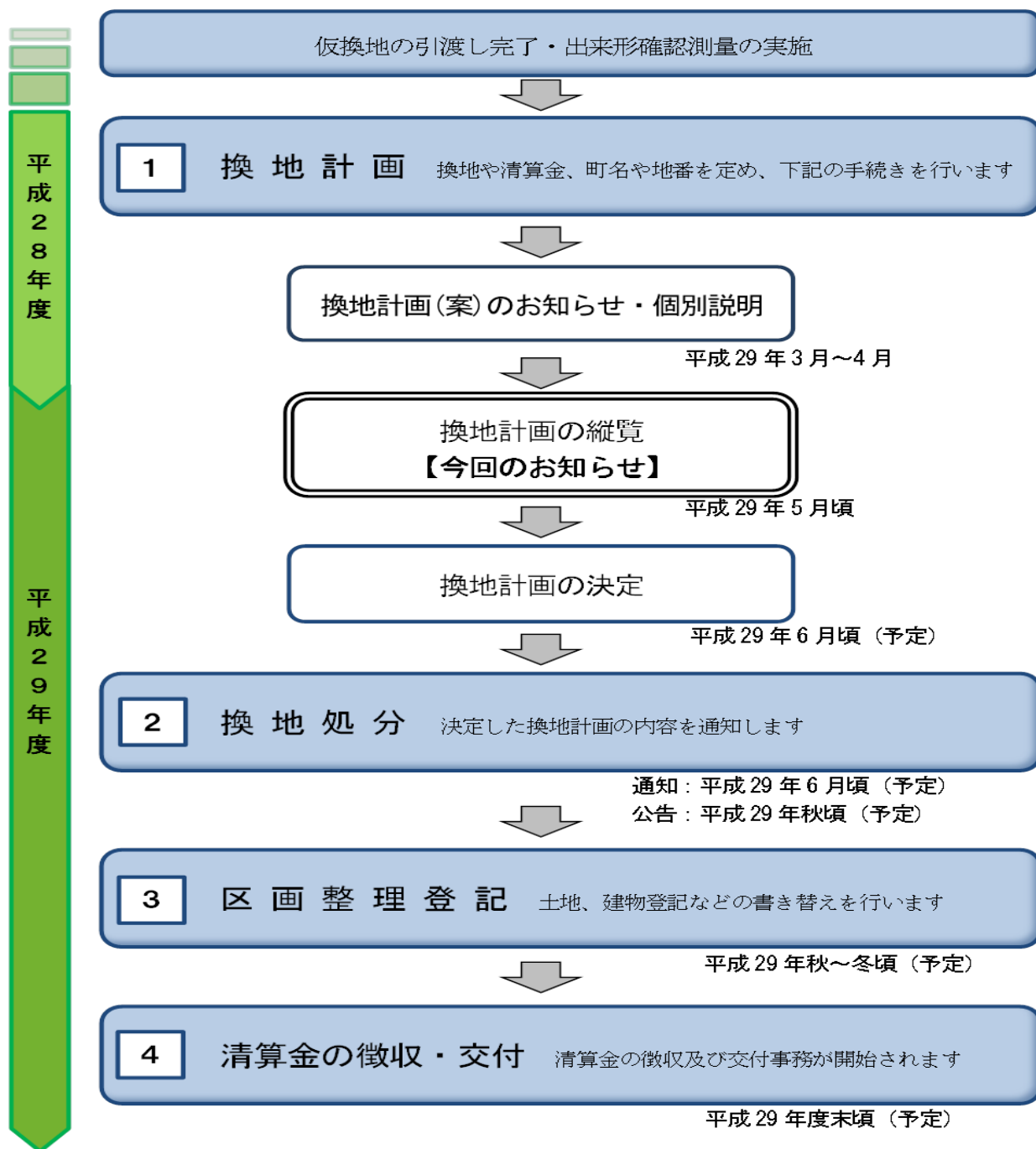
\* ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

問合せ先：仙台市荒井開発事務所

電話番号 022-287-0711



## 2. これからの主な手続きの流れ



### ◆換地計画とは

従前の土地（区画整理前の土地）に対してどのような換地（区画整理後の土地）を交付するかは換地設計により計算され、仮換地として指定されます。

仮換地がほぼそのまま換地に移行しますが、最終的に確定した面積はいくらになるか、その場合の清算金はいくらか、新しい町名、地番はどのようになるかなど、これらのことを定めるものを「換地計画」といいます。

なお、今回の換地計画の内容について意見のある利害関係者は、縦覧期間内に施行者（仙台市）に意見書を提出することができます。